

大潟村暮らし応援商品券事業(第4弾)事業 取扱店概要

1. 事業目的

電気・ガスを含むエネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けている全村民に商品券を配布し、家庭における負担軽減と村民の安定的な生活の確保を図る。

2. 商品券の概要

商品券名称	大潟村暮らし応援商品券（第4弾）
配布対象者	令和8年1月1日現在で大潟村の住民基本台帳に記載されている者
商品券利用期間	令和8年3月1日から令和8年12月31日まで
商品券内訳	商品券 20,000円（1,000円券×20枚）※対象者1人あたり
商品券イメージ	

3. 商品券の利用制限

次に示す内容については、商品券の利用ができない。

- (1) 換金性の高いもの。（有価証券、商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード、印紙、切手）
- (2) 現金との換金、金融機関への預入。
- (3) 医療保険や介護保険等の一部負担金。（処方箋の必要な医薬品を含む。ただし、介護保険に係る住宅改修費、福祉用具購入費は除く。）
- (4) 土地及び家屋の不動産及び金融商品の購入。
- (5) 取扱店自らの事業上の取引。（商品の仕入れ等）
- (6) 国や地方公共団体等への支払い。（税金、電気、ガス、水道料金等の公共料金）
- (7) 取扱店が特別に指定した商品・サービス。

4. 取扱店の登録について

令和7年1月17日施行の大潟村暮らし応援商品券（第3弾）事業実施要綱に基づき実施した大潟村暮らし応援商品券の取扱店として、既に登録されている事業所においては、引き続き取扱店として登録する。

新しく登録しようとする場合、期日までに様式第1号により申請すること。

5. 商品券の換金請求について

換金請求方法	使用された商品券は毎月にまとめ、大潟村暮らし応援商品券換金請求書（様式第3号）に使用済みの商品券を添え、提出する。 提出期限は翌月10日までとする。
請求先	大潟村総務企画課 企画財政班
取扱店の負担	換金手数料、振込手数料等の負担は一切なし

6. 取扱上の注意事項

- (1) 商品券のみでの販売においては、釣り銭を出さないものとする。
- (2) 商品券は、当該事業に取扱店として登録した店舗でのみ使用できる。
- (3) 商品券は、買掛金の支払いには使用できない。
- (4) 商品券の盗難・紛失に対し、大潟村はその責を負わない。

7. お問い合わせ

大潟村総務企画課 企画財政班（担当：太田）

〒010-0494 南秋田郡大潟村字中央1番地1

T E L 0185-45-2111

F A X 0185-45-2162